

京都市訓令甲第39号

教育委員会事務局

幼 稚 園

京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程の一部を次のように
改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榊本頼兼

表3の項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同表4の項中「5,000
円」を「5,500円」に、「10,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)